

秋 田 市 公 報

あきた

第1203号

令和7年02月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

教委規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則 教育委員会総務課（第1号） 3

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程 上下水道局総務課（第1号） 4

告示

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者の指定について 観光振興課（第1号） 5

指定公金事務取扱者の変更について 環境都市推進課（第2号） 6

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について 交通政策課（第3号） 7

令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書の公示送達について 市民税課（第4号） 9

令和6年度第4期および第5期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について 後期高齢医療課（第5号） 10

指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について 介護保険課（第6号） 11

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について 介護保険課（第7号） 12

認可地縁団体の告示事項の変更について 生活総務課（第8号） 13

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年 賦課年度令和5年）の公示送達について 国保年金課（第9号） 14

指定した土地の区域の変更について 都市計画課（第10号） 15

令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書、令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書および後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書の公示送達について 後期高齢医療課（第11号） 16

指定公金事務取扱者の変更について 環境都市推進課（第12号） 17

指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第13号）	18
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第14号）	19
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第15号）	20
認可地縁団体の認可について	生活総務課（第16号）	21
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第17号）	23
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課（第18号）	24
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第19号）	25
差押調書謄本および配当計算書の公示送達について	国保年金課収納推進室（第20号）	26
教委告示		
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第1号）	27
農委告示		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第1号）	28
上下水道局告示		
指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第1号）	29
指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第2号）	30
公告		
放置自転車等の撤去および保管について	西部市民サービスセンター	31
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	33
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	34
放置原動機付自転車等の撤去および保管について	交通政策課	35
財政報告書の公表について	財政課	37
秋田市森林整備計画書の案の縦覧について	農地森林整備課	95
経営管理権集積計画の策定について	農地森林整備課	96
経営管理権集積計画の策定について	農地森林整備課	97

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 23 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 1 号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則
秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則
第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市立下北手小学校等共同調理場の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 1 月 21 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第56条を次のように改める。

（検査）

第56条 管理者は、法施行令第22条の4第1項の規定に基づき毎年度1回以上、出納機関等の定期検査を行うものとする。

2 管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、臨時に検査をしなければならない。

第101条第1項中「有形固定資産（水道事業の用に供する機械および装置ならびに車両運搬具を除く。）および無形固定資産については定額法、水道事業の用に供する機械および装置ならびに車両運搬具については定率法によって行ない」を「定額法によって行い」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第101条第1項の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年度の減価償却から適用する。

秋田市告示第1号

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和7年1月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市ポートタワー
秋田港振興センター
- 2 指定管理者 秋田市中通二丁目2番32号
株式会社秋田東北ダイケン
代表取締役 高 井 行 則
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

秋田市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 孝 一
岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
代表者名を西郷辰弘から西郷孝一へ変更
- 4 届出日
令和6年12月24日

秋田市告示第3号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年1月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年12月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年1月7日から令和7年7月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第4号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書

秋田市告示第5号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月9日

秋田市長 穂積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和6年度第4期および第5期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年1月9日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
有限会社 やさしい 手秋田	やさしい手 秋田ウェル ズ	秋田市川元むつ み町7番13号	令和7年1月1日	訪問介護
合同会社 G o o d D a y	ごてんまり 青い鳥訪問 看護ステー ション	秋田市仁井田新 田二丁目2番23 号 フェリーチ ェにいだ102	令和7年1月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年1月9日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 たいよう	ショートス テイ夢見草	秋田市旭南三丁 目10番10号	令和6年12月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会社 みらい	みらい介護 支援センタ ー	秋田市川尻上野 町1番19号	令和6年12月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
水沢自治会
- 2 認可年月日
平成15年4月3日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 善 昭
秋田市雄和平沢字水沢93番地2
変更後 伊 藤 雅 博
秋田市雄和平沢字水沢47番地
- 4 変更年月日
令和7年1月1日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第9号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第10号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和7年1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

秋田市上新城道川および豊岩豊巻の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第11号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
 - (1) 令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書
 - (2) 令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書
 - (3) 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書

秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
藤 原 房 雄
秋田市八橋イサノ一丁目7番11号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを終了
 - (2) 対象となる店舗
ローソン 秋田新屋日吉町店
- 4 指定ごみ袋取扱店を終了した日
令和7年1月15日

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
有限会社嘉龙商店 代表取締役 木 内 崇 之
秋田県にかほ市象潟町字才ノ神18番地1
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを開始
 - (2) 対象となる店舗
ローソン 秋田新屋日吉町店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日
令和7年1月16日

秋田市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ケアプランニング ふたば	秋田市将軍野東二丁目17番4号 ニューハウス斉藤D棟201号	令和6年12月1日
追分佐野薬局	秋田市下新城野字琵琶沼226番地1	令和6年5月1日
やさしい手秋田ウェルズ	秋田市川元むつみ町7番13号	令和7年1月1日
ごてんまり青い鳥訪問看護ステーション	秋田市仁井田新田二丁目2番23号 フェリーチェにいだ102	令和7年1月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
みらい介護支援センター	秋田市川尻上野町1番19号	令和6年12月31日
指定居宅介護支援事業所ケアプラン鹿嶋	秋田市将軍野東一丁目7番28号 プランドールⅡ103号室	令和6年11月30日

秋田市告示第15号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月17日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

広面町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 町内発展と生活向上を期する
- (5) 会員相互の親睦を図る

3 区域

本会の区域は、秋田市広面字広面の全域、広面字宮田の全域、広面字樋ノ上18番地1、18番地5、20番地、21番地2、21番地3、21番地5、22番地4、25番地、26番地2から26番地4まで、28番地4、29番地3、29番地7、32番地5から32番地9まで、広面字碓60番地1、60番地2、93番地1、広面字小沼古川端4番地1、5番地2、6番地1から6番地4まで、7番地2から7番地15まで、11番地7、11番地15、33番地、34番地4から34番地10までおよび91番地1から101番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名および住所

川 辺 英 勝

秋田市広面字広面79番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和7年1月17日

秋田市告示第17号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和7年1月17日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
菊池 茜 恵	秋田大学医学部附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害（追加）
安部 友 恵	秋田大学医学部附属病院	耳鼻いんこう科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
松田 芳 教	新屋透析泌尿器科クリニック	泌尿器科 人工透析科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害
大野 秀 雄	御野場病院	内科	肢体不自由
森 奏 美	秋田大学医学部附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害
笠原 壮	秋田赤十字病院	脳神経内科	肢体不自由

秋田市告示第18号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和7年1月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
 - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称
梶 原 美智子
 - (2) 施設等の名称
どんぐりホーム
 - (3) 施設等の所在地
秋田市山王二丁目11番15号
 - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和7年3月31日

秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年1月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
山根町内会
- 2 認可年月日
平成22年2月15日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 曾 我 一 義
秋田市河辺諸井字山根137番地17
変更後 渡 邊 功
秋田市河辺諸井字山根108番地
- 4 変更年月日
令和7年1月12日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第20号

次の国民健康保険税差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
金 澤 忠 雄
秋田市仁井田本町二丁目17番7号
- 2 送達する書類
差押調書謄本および配当計算書

秋田市教委告示第1号

令和7年1月23日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年1月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

秋田市農委告示第1号

令和7年1月20日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年1月14日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第10号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和7年度農作業標準受委託料の設定に関する件

秋田市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和7年1月16日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
株式会社遠藤設備	遠 藤 剛 志	南秋田郡井川町今戸字縄手添83番地	令和12年1月13日

秋田市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和7年1月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
バンライフ	米 屋 直 紀	潟上市天王字追分 西95番地25	令和12年2月2日

秋田市公告

秋田市西部市民サービスセンターの敷地内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和7年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田市新屋扇町13番34号

秋田市西部市民サービスセンター敷地内 10台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年1月15日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

(1) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前8時30分から午後5時まで

イ 場所 秋田市新屋扇町13番34号

秋田市西部市民サービスセンター総務担当

(2) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

公告日の翌日から令和7年4月16日まで

(3) 返還を受けるための手続き

自転車の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車の鍵等、当該自転車の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車で、返還を行う期間内に長期放置自転車等返還

申請書の提出がないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市新屋扇町13番34号

秋田市西部市民サービスセンター 総務担当 電話 018-888-8080

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年1月27日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた原動機付自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和7年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した原動機付自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（3台）

秋田駅東自転車等駐車場 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年1月21日

(3) 標識等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田駅東自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年1月27日から同年7月27日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

原動機付自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、原動機付自転車等の鍵等、当該原動機付自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 原動機付自転車等の処分

この公告に係る原動機付自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年1月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市の財政

令和7年1月

目 次

I 令和5年度決算の状況

1	歳入・歳出の決算状況	2
	(1) 一般会計	2
	(2) 特別会計	6
2	住民負担の状況	7
3	財産の状況	8
4	地方債現在高の状況	9
5	公営企業の決算状況	10

II 令和6年度上半期の執行状況

1	収入および支出の概況	46
	(1) 一般会計	46
	(2) 特別会計	47
2	一時借入金の現在高	47
3	公営企業の経理の概況	48

I 令和5年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況

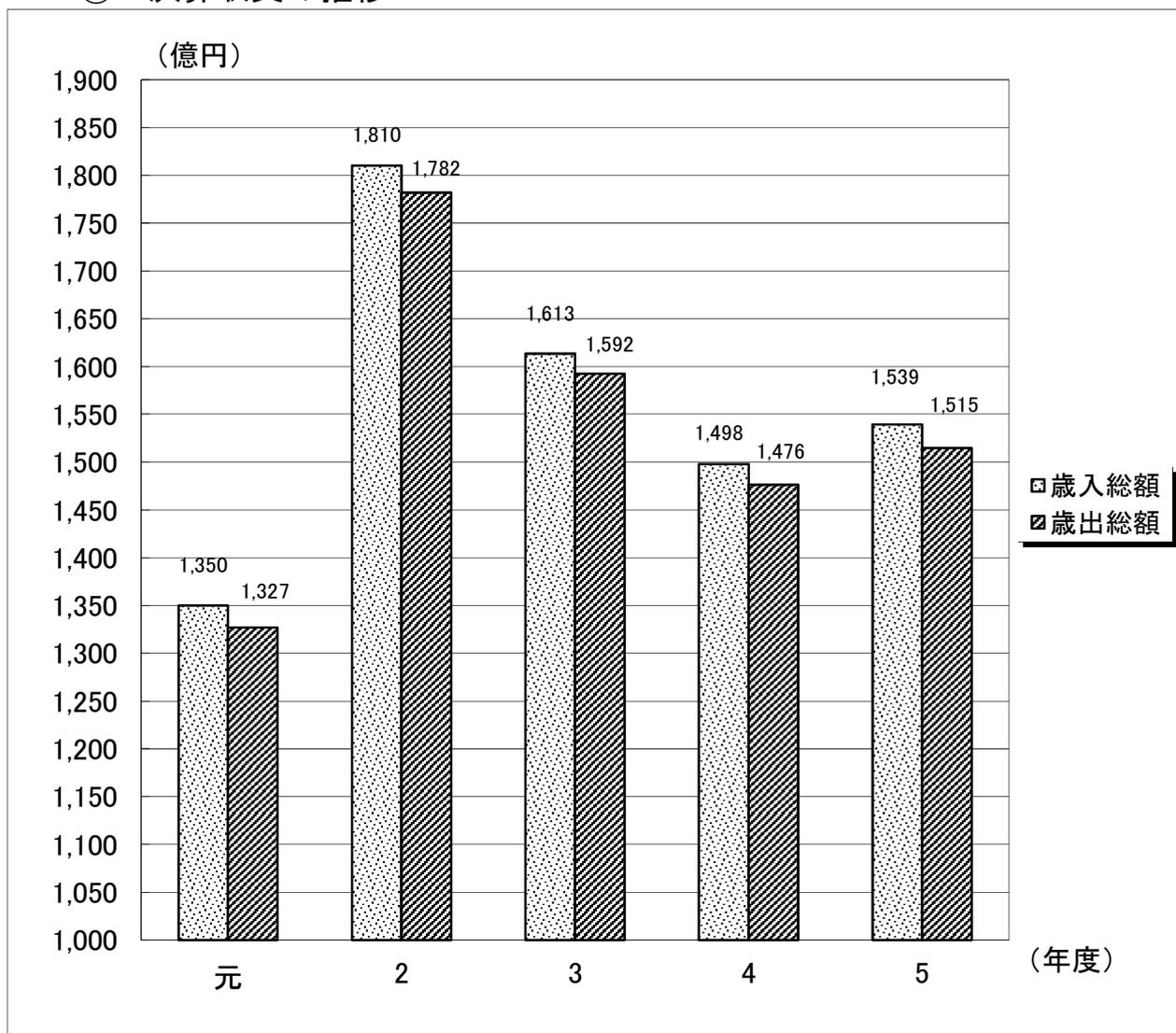
(1) 一般会計

① 決算収支の状況

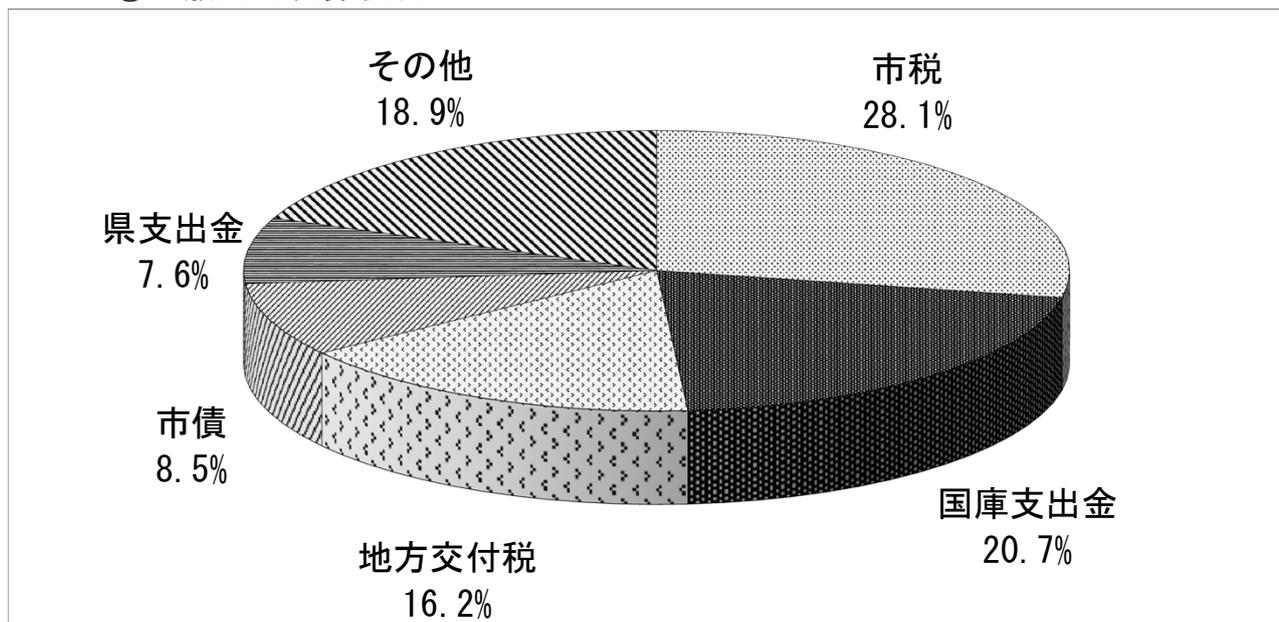
(単位：千円)

区分	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳入総額	153,937,510	149,792,948	4,144,562
歳出総額	151,472,149	147,569,356	3,902,793
歳入歳出差引	2,465,361	2,223,592	241,769
実質収支	1,449,893	1,461,054	△ 11,161
単年度収支	△ 11,161	△ 26,331	15,170
実質単年度収支	△ 1,183,725	△ 123,744	△ 1,059,981

② 決算収支の推移



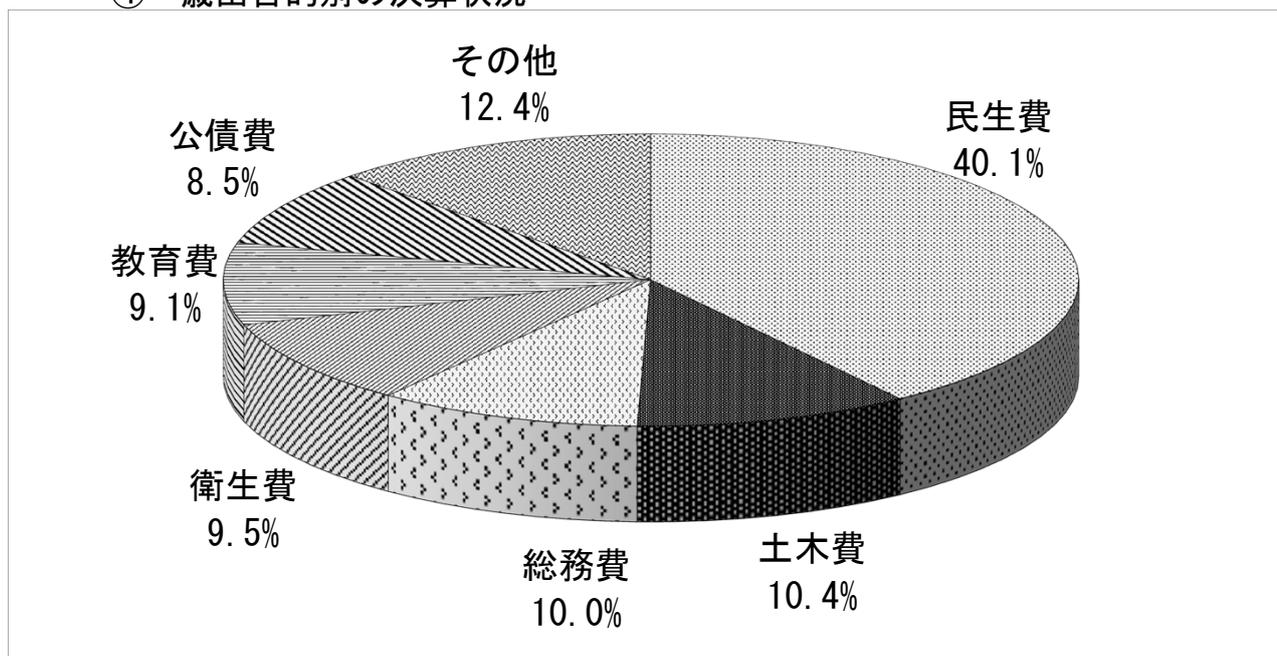
③ 歳入の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 税	43,329,327	28.1	43,281,791	28.9	47,536	0.1
地 方 譲 与 税	1,096,547	0.7	1,085,541	0.7	11,006	1.0
利 子 割 交 付 金	10,569	0.0	12,732	0.0	△ 2,163	△ 17.0
配 当 割 交 付 金	116,471	0.1	102,004	0.1	14,467	14.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	156,464	0.1	85,451	0.1	71,013	83.1
法 人 事 業 税 交 付 金	591,211	0.4	693,218	0.5	△ 102,007	△ 14.7
地 方 消 費 税 交 付 金	8,172,776	5.3	8,230,562	5.5	△ 57,786	△ 0.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,622	0.0	55,821	0.0	△ 3,199	△ 5.7
環 境 性 能 割 交 付 金	62,076	0.0	55,699	0.0	6,377	11.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,911	0.0	3,009	0.0	△ 98	△ 3.3
地 方 特 例 交 付 金	345,857	0.2	367,015	0.2	△ 21,158	△ 5.8
地 方 交 付 税	24,898,881	16.2	21,891,338	14.6	3,007,543	13.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	51,871	0.0	59,277	0.0	△ 7,406	△ 12.5
分 担 金 及 び 負 担 金	462,940	0.3	466,147	0.3	△ 3,207	△ 0.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,187,182	1.4	2,203,962	1.5	△ 16,780	△ 0.8
国 庫 支 出 金	31,776,324	20.7	32,829,919	21.9	△ 1,053,595	△ 3.2
県 支 出 金	11,635,298	7.6	10,272,641	6.9	1,362,657	13.3
財 産 収 入	241,069	0.2	462,338	0.3	△ 221,269	△ 47.9
寄 附 金	548,254	0.4	375,972	0.3	172,282	45.8
繰 入 金	4,934,713	3.2	3,998,506	2.7	936,207	23.4
繰 越 金	2,223,592	1.5	2,097,914	1.4	125,678	6.0
諸 収 入	7,918,955	5.1	8,756,391	5.8	△ 837,436	△ 9.6
市 債	13,121,600	8.5	12,405,700	8.3	715,900	5.8
合 計	153,937,510	100.0	149,792,948	100.0	4,144,562	2.8

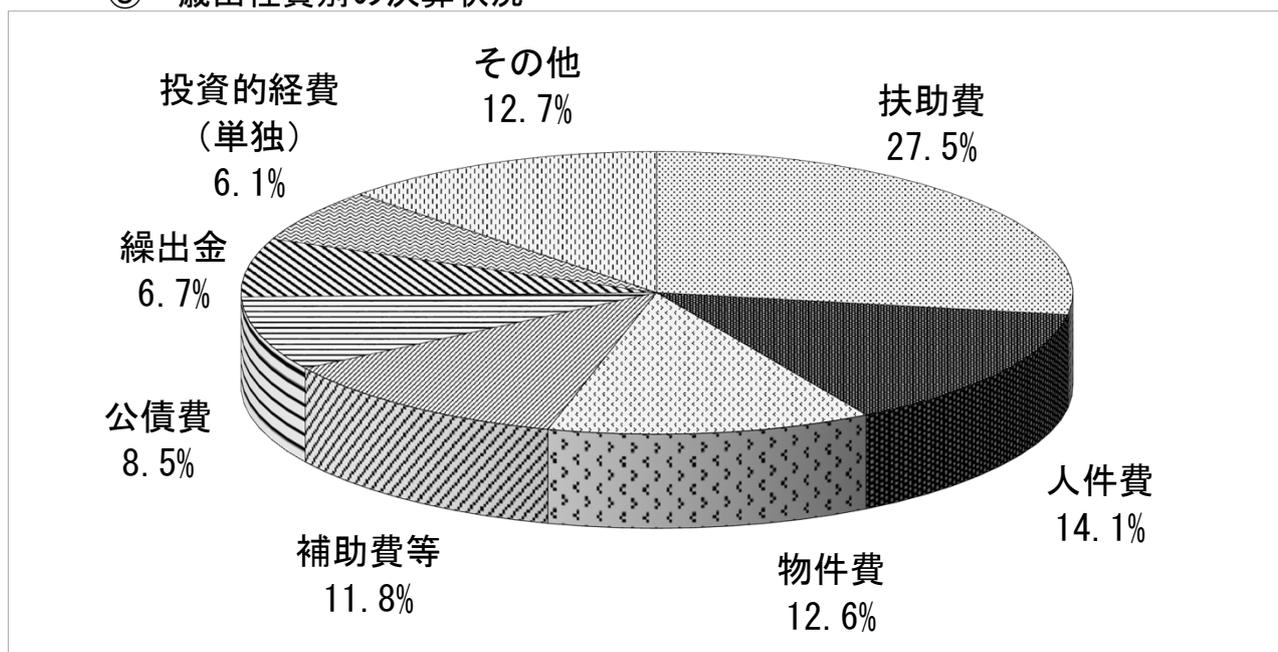
④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議 会 費	655,595	0.4	649,605	0.4	5,990	0.9
総 務 費	15,150,648	10.0	14,880,154	10.1	270,494	1.8
民 生 費	60,674,512	40.1	56,817,248	38.5	3,857,264	6.8
衛 生 費	14,458,112	9.5	14,493,047	9.8	△ 34,935	△ 0.2
労 働 費	585,296	0.4	725,783	0.5	△ 140,487	△ 19.4
農 林 水 産 業 費	3,218,602	2.1	3,128,549	2.1	90,053	2.9
商 工 費	8,928,396	5.9	9,538,090	6.5	△ 609,694	△ 6.4
土 木 費	15,676,304	10.4	16,301,388	11.1	△ 625,084	△ 3.8
消 防 費	4,343,976	2.9	4,477,472	3.0	△ 133,496	△ 3.0
教 育 費	13,770,686	9.1	12,787,517	8.7	983,169	7.7
災 害 復 旧 費	1,125,555	0.7	171,785	0.1	953,770	555.2
公 債 費	12,884,467	8.5	13,598,718	9.2	△ 714,251	△ 5.3
諸 支 出 金	-	-	-	-	0	-
予 備 費	-	-	-	-	0	-
合 計	151,472,149	100.0	147,569,356	100.0	3,902,793	2.6

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	21,374,904	14.1	21,554,852	14.6	△ 179,948	△ 0.8
物 件 費	19,018,785	12.6	19,999,728	13.5	△ 980,943	△ 4.9
維 持 補 修 費	1,897,399	1.3	2,525,823	1.7	△ 628,424	△ 24.9
扶 助 費	41,689,176	27.5	39,248,902	26.6	2,440,274	6.2
補 助 費 等	17,903,819	11.8	17,528,665	11.9	375,154	2.1
消 費 的 経 費 計	101,884,083	67.3	100,857,970	68.3	1,026,113	1.0
補 助 事 業	5,456,249	3.6	4,853,255	3.3	602,994	12.4
単 独 事 業	9,277,602	6.1	8,788,135	6.0	489,467	5.6
県 営 事 業 負 担 金	582,504	0.4	570,273	0.4	12,231	2.1
受 託 事 業 費	-	-	-	-	0	-
災 害 復 旧 事 業	1,489,682	1.0	171,785	0.1	1,317,897	767.2
投 資 的 経 費 計	16,806,037	11.1	14,383,448	9.8	2,422,589	16.8
公 債 費	12,883,533	8.5	13,598,718	9.2	△ 715,185	△ 5.3
積 立 金	1,984,688	1.3	1,103,348	0.7	881,340	79.9
投 資 及 び 出 資 金	1,018,068	0.7	1,028,721	0.7	△ 10,653	△ 1.0
貸 付 金	6,670,022	4.4	6,606,564	4.5	63,458	1.0
繰 出 金	10,225,718	6.7	9,990,587	6.8	235,131	2.4
予 備 費	-	-	-	-	0	-
合 計	151,472,149	100.0	147,569,356	100.0	3,902,793	2.6

(2) 特別会計

(単位：千円)

会計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C) = (A) - (B)	翌年度への 繰越財源 (D)	実質収支額 (E) = (C) - (D)	前年度 実質収支 (F)	単年度 収支 (E) - (F)
土地区画整理会計	2,691,888	2,281,138	410,750	-	410,750	303,047	107,703
市有林会計	214,812	213,312	1,500	-	1,500	14,371	△ 12,871
市営墓地会計	172,762	165,896	6,866	-	6,866	2,977	3,889
中央卸売市場会計	87,382	87,382	0	-	0	1,000	△ 1,000
公設地方卸売市場会計	431,821	411,224	20,597	-	20,597	2,905	17,692
大森山動物園会計	486,199	486,198	1	-	1	1	0
廃棄物発電会計	467,054	467,053	1	-	1	1	0
病院事業債管理会計	1,185,900	1,185,900	0	-	0	0	0
学校給食費計	1,333,132	1,331,961	1,171	-	1,171	866	305
国民健康保険 事業会計	29,905,541	29,727,792	177,749	-	177,749	219,050	△ 41,301
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業会計	86,226	60,510	25,716	-	25,716	54,390	△ 28,674
介護業 保会計	33,270,936	31,918,213	1,352,723	-	1,352,723	1,332,139	20,584
後期高齢者医療 事業会計	4,259,952	4,228,081	31,871	-	31,871	121,823	△ 89,952
合計	74,593,605	72,564,660	2,028,945	-	2,028,945	2,052,570	△ 23,625

2 住民負担の状況

令和5年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	令 和 5 年 度 (A)		令 和 4 年 度 (B)		比較増減 (A) - (B)
	一人当たり 負 担 額	構 成 比	一人当たり 負 担 額	構 成 比	
市 税	146,847	94.2	144,955	94.2	1,892
市 民 税	64,765	41.6	64,332	41.8	433
個 人	53,206	34.1	52,073	33.8	1,133
法 人	11,559	7.5	12,259	8.0	△ 700
固 定 資 産 税	66,070	42.4	65,016	42.2	1,054
固 定 資 産 税	65,380	42.0	64,333	41.8	1,047
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	690	0.4	683	0.4	7
軽 自 動 車 税	3,170	2.0	3,042	2.0	128
市 た ば こ 税	7,486	4.8	7,355	4.8	131
鉱 産 税	15	0.0	11	0.0	4
入 湯 税	146	0.1	149	0.1	△ 3
事 業 所 税	5,195	3.3	5,050	3.3	145
分 担 金 及 び 負 担 金	1,569	1.0	1,561	1.0	8
使 用 料 及 び 手 数 料	7,413	4.8	7,381	4.8	32
合 計	155,829	100.0	153,897	100.0	1,932

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。

(令和6年3月31日現在 295,065人 令和5年3月31日現在 298,587人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
行政財産	10,767,474.75	27,607.42	10,795,082.17	1,108,357.44	△ 17,975.61	1,090,381.83
普通財産	32,142,128.27	78,347.33	32,220,475.60	20,323.98	17,942.20	38,266.18
合 計	42,909,603.02	105,954.75	43,015,557.77	1,128,681.42	△ 33.41	1,128,648.01

山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の 権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
所有	10,186,725.03	-	10,186,725.03	772,530.00	29,783.00	802,313.00
分収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	37,102.00	762.00	37,864.00
合 計	17,188,575.03	-	17,188,575.03	809,632.00	30,545.00	840,177.00

物 権

(単位：㎡)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
地上権	80,247.61	-	80,247.61

無体財産権

(単位：件)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
商標権	9	-	9

有価証券

(単位：千円)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
株 券	364,474	-	364,474

出資による権利

(単位：千円)

区 分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
出資証券	8,371,120	△ 5,000	8,366,120
出捐金証書	986,797	△ 387	986,410

4 地方債現在高の状況

(単位：千円)

会 計	3年度末現在高	4年度末現在高	5年度中増減額		5年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	144,657,541	144,005,782	13,121,600	12,316,575	144,810,807
市 有 林 会 計	1,177,891	1,074,556	-	102,198	972,358
中央卸売市場会計	32,419	30,570	-	1,872	28,698
公設地方卸売市場会計	508,992	456,805	-	54,533	402,272
大森山動物園会計	422,714	445,413	-	12,337	433,076
病院事業債管理会計	8,640,246	21,962,807	752,600	256,460	22,458,947
合 計	155,439,803	167,975,933	13,874,200	12,743,975	169,106,158

5 公営企業の決算状況

令和5年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,705,335,000 ^円	△ 67,914,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	7,008,846,000	△ 31,859,000	—
第2項 営業外収益	696,487,000	△ 36,055,000	—
第3項 特別利益	2,000	—	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費用	7,372,660,000 ^円	△ 463,981,000 ^円	— ^円	— ^円	— ^円	6,908,679,000 ^円
第1項 営業費用	7,055,672,000	△ 455,910,000	—	—	—	6,599,762,000
第2項 営業外費用	314,088,000	△ 8,148,000	—	—	—	305,940,000
第3項 特別損失	1,100,000	77,000	—	—	—	1,177,000
第4項 予備費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000

水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
7,637,421,000 ^円	7,607,368,608 ^円	△ 30,052,392 ^円	
6,976,987,000	6,911,906,867	△ 65,080,133	(うち、消費税及び地方消費税相当分 616,027,839円)
660,432,000	695,424,092	34,992,092	(") 2,726,652円)
2,000	37,649	35,649	(") 3,422円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
172,000,000 ^円	7,080,679,000 ^円	6,560,978,542 ^円	33,000,000 ^円	486,700,458 ^円	
172,000,000	6,771,762,000	6,307,330,171	33,000,000	431,431,829	(うち、消費税及び地方消費税相当分 250,834,369円)
—	305,940,000	253,356,797	—	52,583,203	
—	1,177,000	291,574	—	885,426	(うち、消費税及び地方消費税相当分 9,915円)
—	1,800,000	—	—	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	3,456,677,000	506,876,000	3,963,553,000	173,475,000
第1項 企業債	2,763,000,000	306,600,000	3,069,600,000	81,100,000
第2項 出資金	70,735,000	31,000	70,766,000	—
第3項 補助金	168,666,000	274,700,000	443,366,000	—
第4項 固定資産売却代金	1,000	395,000	396,000	—
第5項 負担金及び寄附金	454,275,000	△ 74,850,000	379,425,000	92,375,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	7,156,455,000	495,516,000	—	7,651,971,000	634,940,000	889,000,000
第1項 建設改良費	5,698,189,000	492,100,000	—	6,190,289,000	634,940,000	889,000,000
第2項 企業債償還金	1,458,266,000	680,000	—	1,458,946,000	—	—
第3項 国庫補助金返還金	—	2,736,000	—	2,736,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,617,096,627円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
466,500,000 ^円	4,603,528,000 ^円	2,851,100,042 ^円	△ 1,752,427,958 ^円	
466,500,000	3,617,200,000	2,324,000,000	△ 1,293,200,000	翌年度繰越額 1,193,300,000円
—	70,766,000	70,766,000	0	
—	443,366,000	73,717,000	△ 369,649,000	翌年後繰越額 361,194,000円
—	396,000	396,000	0	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 36,000円)
—	471,800,000	382,221,042	△ 89,578,958	(") 18,626,000円)

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
9,175,911,000 ^円	6,468,196,669 ^円	515,000,000 ^円	1,690,474,000 ^円	2,205,474,000 ^円	502,240,331 ^円	
7,714,229,000	5,006,515,628	515,000,000	1,690,474,000	2,205,474,000	502,239,372	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 411,607,873円)
1,458,946,000	1,458,945,254	—	—	—	746	
2,736,000	2,735,787	—	—	—	213	

額391,859,341円、建設改良積立金9,414,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,215,823,286円で補てんした。

令和5年度秋田市水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は137,671世帯、給水人口は295,906人で、前年度に比較しそれぞれ98世帯の増加、3,393人の減少となっております。また、普及率は99.7%、年間総配水量は34,029,597m³、一日最大配水量は104,157m³（5年8月30日）、施設能力に対する最大稼働率は52.8%となっております。

年間有収水量は30,862,535m³、有収率は90.7%となり前年度と比較し1.2ポイント減少しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、2,553,019千円の事業費をもって、添川および豊岩地区ほか総延長23,071.0mの配水管布設、布設替工事および配水幹線整備を実施しております。

また、施設改良事業では2,361,818千円の事業費をもって、手形山送水管整備工事のほか、豊岩浄水場ろ過池表洗弁更新工事（5号～7号池）などを施工しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が、前年度と比較して65,826千円、1.1%の減となったことなどにより、前年度比1.2%減の6,955,262千円となっております。

支出では、原水及び浄水費の増などにより、前年度比2.4%増の6,311,093千円となっております。

この結果、644,169千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

現在のところ、単年度では黒字となっているものの、人口減少や節水型機器の普及などにより、給水収益は減少し続けております。

一方、大規模事業である仁井田浄水場等整備事業が進行中であるほか、管路の耐震化、施設の老朽化や激甚化する災害への対応等により、費用は増加傾向にあります。加えて、昨今の電気料金や資材価格等の急激な高騰を受け、経営環境は一段と厳しさを増してきております。

このような経営環境の中にあっても、安全な水を安定的に供給していくため、より一層の効果的な事業執行により、適切な事業運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、給水収益の減による営業収益の減や、原水及び浄水費の増などによる営業費用の増により、前年度比4.0ポイント減の110.2%となったものの、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す料金回収率は、給水収益の減や、動力費等の増による費用の増により、前年度比5.1ポイント減の105.8%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの経年化しており、前年度比増減なしの53.6%となっております。

単位 %

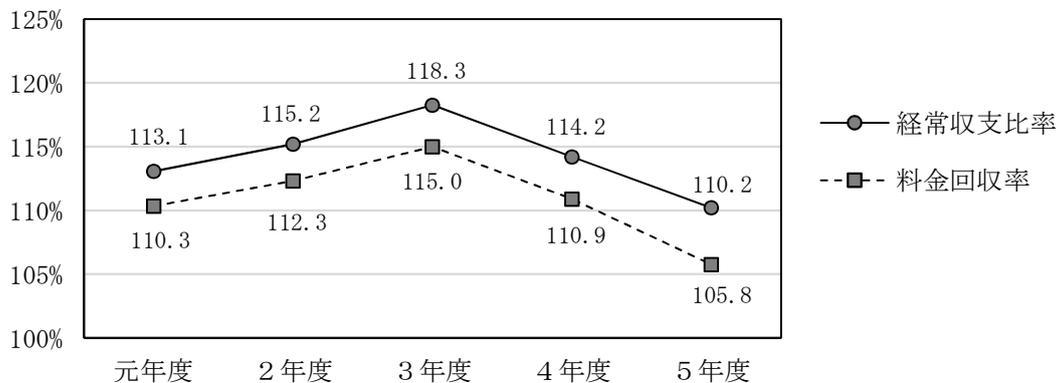
経営指標の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 経常収支比率	113.1	115.2	118.3	114.2	110.2
2 料金回収率	110.3	112.3	115.0	110.9	105.8
3 有形固定資産減価償却率	51.0	52.0	53.0	53.6	53.6

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

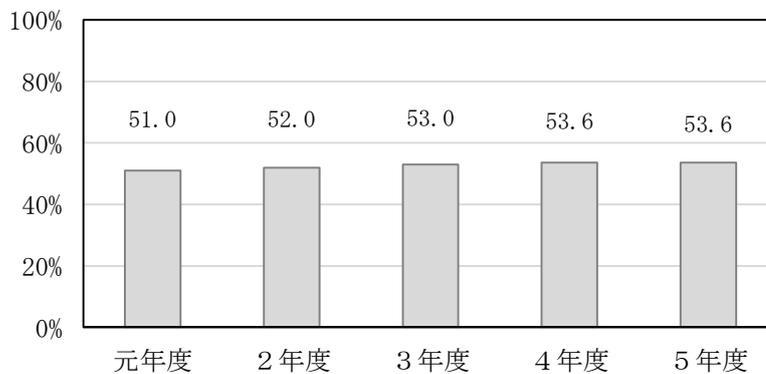
注2 (給水収益)/(経常費用－受託工事費－長期前受金戻入)×100

注3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・料金回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第122号	令和5年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)の件	令和 5. 9. 4	令和 5. 9. 28
第123号	令和4年度秋田市水道事業会計決算認定の件	5. 9. 4	5. 9. 28
第143号	秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件	5. 11. 28	5. 12. 21
第174号	令和5年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件	5. 11. 28	5. 12. 21
第178号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	5. 12. 18	5. 12. 21
第179号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	5. 12. 18	5. 12. 21
第18号	令和6年度秋田市水道事業会計予算の件	6. 2. 14	6. 3. 19
第33号	令和5年度秋田市水道事業会計補正予算(第3号)の件	6. 2. 14	6. 3. 6
第37号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第39号	秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第40号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第78号	秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和			令和
5. 5. 2	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	5. 9. 12 同意
5. 12. 14	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	6. 3. 22 同意
6. 2. 6	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	6. 3. 22 同意

(5) 職員に関する事項

管理者	事務職員 主事	技術職員 技師	会計年度 任用職員	計
1人	26人	96人	8人	131人 (うち資本勘定支弁職員24人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 配水管布設 添川地区（添川地ノ内線）ほか 2,547.7 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 配水管布設替 豊岩地区（豊岩石田坂碇線）ほか 19,992.6 m

(ロ) 配水幹線整備 茨島地区（豊岩幹線）ほか 530.7 m

(ハ) 手形山送水管整備工事 664.6 m

(ニ) 豊岩浄水場ろ過池表洗弁更新工事（5～7号池）ほか 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 318 件

(ロ) メーター取替数 21,320 件

(ハ) 計画漏水防止 966.4 km

3 業 務

(1) 業 務 量

給 水 世 帯 数 137,671 世帯

給 水 人 口 295,906 人

年 間 総 配 水 量 34,029,597 m³

一 日 最 大 配 水 量 104,157 m³

一 日 平 均 配 水 量 92,977 m³

有 収 水 量 30,862,535 m³

有 収 率 90.7 %

送 配 水 管 総 延 長 1,978,749 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	6,295,879,028	5,633,505,225	662,373,803	89.5
	(6,911,906,867)	(6,184,212,882)	(727,693,985)	(89.5)
営業外収益	659,349,533	634,045,118	25,304,415	96.2
	(695,424,092)	(634,314,401)	(61,109,691)	(91.2)
特別利益	34,227	0	34,227	0.0
	(37,649)	0	(37,649)	(0.0)
合 計	6,955,262,788	6,267,550,343	687,712,445	90.1
	(7,607,368,608)	(6,818,527,283)	(788,841,325)	(89.6)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営業費用	6,056,495,802
	(6,307,330,171)
営業外費用	254,315,848
	(253,356,797)
特別損失	281,659
	(291,574)
合 計	6,311,093,309
	(6,560,978,542)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 5 . 5 . 23	豊岩浄水場ろ過池棟 建物改修工事	26,715,700 ^円	株式会社英明工務店
5 . 6 . 13	河辺和田線（国交省） 配水管移設工事	20,972,600	秋田東北商事株式会社
5 . 6 . 20	将軍野南二丁目線ほか 配水管整備工事	38,935,600	日管設備工業株式会社
5 . 6 . 20	雄和向野線（国交省） 送水管移設工事	35,993,100	M・Tコンサルティング株式会社
5 . 6 . 22	雄和碓田中村線 配水管整備工事	72,243,600	伊藤工業株式会社
5 . 6 . 22	四ツ小屋中野線ほか 配水管整備工事	97,507,300	山岡工業株式会社
5 . 6 . 27	下新城岩城右馬之丞線 配水管整備工事	42,176,200	株式会社協設
5 . 6 . 27	豊岩浄水場ろ過池表洗弁 更新工事	24,871,000	株式会社能登谷工務所
5 . 6 . 30	豊岩幹線配水管整備工事	191,902,700	山岡・渡部特定建設工事共同企業体
5 . 6 . 30	上北手猿田猿田沢線 配水管整備工事	65,072,700	株式会社足利工務店
5 . 6 . 30	外旭川三千刈線 配水管整備工事	122,369,500	総合施設株式会社
5 . 7 . 4	御所野配水場揚水ポンプ 更新工事	29,700,000	株式会社能登谷工務所
5 . 7 . 7	牛島東六丁目線 配水管整備工事	95,871,600	株式会社三和施設
5 . 7 . 7	豊岩豊巻杉ノ下線 配水管整備工事	62,189,600	株式会社加賀屋組
5 . 7 . 7	下新城長岡線配水管整備工事	93,530,800	山二施設工業株式会社
5 . 7 . 7	仁井田浄水場取水・導水 施設整備工事	2,414,178,800	戸田・加賀屋建設工事共同企業体
5 . 7 . 11	飯島鼠田四丁目線ほか 配水管整備工事	33,908,600	株式会社佐藤設備工業
5 . 7 . 14	飯島大袋線ほか 配水管整備工事	80,022,800	株式会社カミオ
5 . 7 . 20	河辺戸島白熊沢線 配水管整備工事	55,981,200	株式会社岡精組
5 . 7 . 20	寺内児桜一丁目線ほか 配水管整備工事	52,705,400	高進設備株式会社
5 . 7 . 21	山内地区配水管仮設工事	20,581,000	秋田管工事業協同組合
5 . 7 . 28	新屋町関町後線ほか 配水管整備工事	87,069,400	株式会社渡部工業
5 . 8 . 3	雄和椿川関田線 配水管整備工事	51,388,700	株式会社日東施設工業所
5 . 8 . 8	土崎港相染町沼端線 配水管整備工事	51,272,100	株式会社佐藤設備工業
5 . 8 . 8	仁井田浄水場薬品注入 電気設備等改修工事	47,190,000	秋田電機建設株式会社

契約年月日	件名	契約金額	契約の相手方
令和 5.9.19	浜田豊岩連絡管撤去工事	38,176,600 ^円	株式会社三勇建設
5.9.19	浜田豊岩連絡管撤去工事 に伴う布設工事	29,555,900	山岡工業株式会社
5.9.21	新屋線配水管漏水修理工事	73,472,300	株式会社カミオ
5.10.12	山内藤倉線配水管整備工事	67,432,200	株式会社渡部工業
5.11.2	山内丸木橋線配水管整備工事	61,050,000	清三屋施設工業株式会社
6.2.13	仁井田浄水場ストックヤード 整備工事	37,671,700	株式会社住建トレーディング
6.2.13	寺内蛭根線配水管整備工事	24,387,000	株式会社日景工業
6.2.20	保戸野千代田町線 配水管整備工事	28,600,000	高進設備株式会社
6.2.20	飯島川端三丁目線ほか 配水管整備工事	28,600,000	日管設備工業株式会社
6.2.27	仁井田浄水場No.4手形山送水 ポンプ逆止弁ほか改修工事	20,900,000	株式会社能登谷工務所
6.2.27	下新城中野街道端西線ほか 配水管整備工事	32,103,500	株式会社佐藤設備工業
6.2.27	土崎港相染町中谷地線 配水管整備工事	47,850,000	株式会社協設
6.2.28	仁井田浄水場手形山送水 ポンプ始動器ほか改修工事	158,400,000	秋田電機建設株式会社
6.3.1	仁井田浄水場脱水汚泥 保管棟建設工事	107,250,000	加藤建設株式会社
6.3.1	外旭川三後田線 配水管整備工事	95,931,000	株式会社カミオ
6.3.1	仁井田本町三丁目線 配水管整備工事	77,253,000	株式会社北勢工業
6.3.1	檜山共和町線ほか 配水管整備工事	72,930,000	株式会社日東施設工業所
6.3.1	外旭川水口線ほか 配水管整備工事	67,540,000	羽後設備株式会社
6.3.1	下浜羽川下山線ほか 配水管整備工事	89,100,000	山二施設工業株式会社
6.3.1	新屋元町線ほか 配水管整備工事	107,393,000	株式会社渡部工業
6.3.1	山王一丁目線ほか 配水管整備工事	53,328,000	株式会社加賀屋組
6.3.8	浜田送水管整備工事 配水管整備工事	280,390,000	山岡・三和施設特定建設工事 共同企業体

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 23,195,074,964円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項
該当事項なし

6 そ の 他
(1) 他会計補助金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計補助金	15,698,000 ^円			支払利息	10,842,000 ^円
				児童手当	4,856,000
合 計	15,698,000				15,698,000

令和5年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	10,601,949,000 ^円	△ 62,230,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	7,348,464,000	△ 68,861,000	—
第2項 営業外収益	3,253,483,000	△ 10,076,000	—
第3項 特別利益	2,000	16,707,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	10,427,241,000 ^円	△ 110,266,000 ^円	— ^円	— ^円	— ^円	10,316,975,000 ^円
第1項 営業費用	9,726,881,000	△ 56,306,000	—	—	—	9,670,575,000
第2項 営業外費用	696,309,000	△ 53,969,000	—	—	—	642,340,000
第3項 特別損失	1,501,000	9,000	—	—	—	1,510,000
第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000

下水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
10,539,719,000 ^円	10,691,082,190 ^円	151,363,190 ^円	
7,279,603,000	7,308,801,530	29,198,530	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 475,338,027円)
3,243,407,000	3,313,925,542	70,518,542	(") 124,644円)
16,709,000	68,355,118	51,646,118	(") 144,013円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
58,500,000 ^円	10,375,475,000 ^円	10,105,794,314 ^円	12,540,000 ^円	257,140,686 ^円	
58,500,000	9,729,075,000	9,534,991,568	12,540,000	181,543,432	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 339,345,860円)
—	642,340,000	570,787,253	—	71,552,747	
—	1,510,000	15,493	—	1,494,507	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 495円)
—	2,550,000	—	—	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	6,542,994,000	△ 106,800,000	6,436,194,000	2,438,103,000
第1項 企業債	3,850,700,000	73,600,000	3,924,300,000	1,698,800,000
第2項 出資金	855,754,000	55,000	855,809,000	—
第3項 補助金	1,808,000,000	△ 181,064,000	1,626,936,000	690,303,000
第4項 負担金	28,539,000	574,000	29,113,000	49,000,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	35,000	36,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資本的支出	10,634,284,000	80,390,000	—	10,714,674,000	2,657,575,000	1,620,000
第1項 建設改良費	5,360,339,000	77,907,000	—	5,438,246,000	2,657,575,000	1,620,000
第2項 企業債償還金	5,263,535,000	2,483,000	—	5,266,018,000	—	—
第3項 投資	10,410,000	—	—	10,410,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,388,840,072円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整留保資金1,242,324,557円で補てんした。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
1,510,000 ^円	8,875,807,000 ^円	5,846,935,531 ^円	△ 3,028,871,469 ^円	
700,000	5,623,800,000	3,528,900,000	△ 2,094,900,000	翌年度繰越額 1,549,900,000円
—	855,809,000	855,809,000	0	
810,000	2,318,049,000	1,389,674,022	△ 928,374,978	翌年度繰越額 917,280,000円
—	78,113,000	72,516,209	△ 5,596,791	” 8,000,000円
—	36,000	36,300	300	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 3,300円

額	合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
			地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
13,373,869,000 ^円	10,235,775,603 ^円	2,248,240,000 ^円	399,800,000 ^円	2,648,040,000 ^円	490,053,397 ^円		
8,097,441,000	4,959,348,961	2,248,240,000	399,800,000	2,648,040,000	490,052,039	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 417,328,229円	
5,266,018,000	5,266,016,642	—	—	—	1,358		
10,410,000	10,410,000	—	—	—	0		

額289,214,760円、減債積立金624,300,992円、過年度分損益勘定留保資金2,232,999,763円及び当年度分損益勘定

令和5年度秋田市下水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めております。年度末における処理区域内面積は6,196haとなり、前年度と比較して90ha増加、処理区域内人口は282,153人で、前年度と比較して1,720人減少しております。この結果、下水道普及率は95.6%となっております。

また、年間総処理水量は35,940,794m³となり、前年度と比較して1,536,164m³増加しております。このうち、年間有収水量は27,202,614m³で、前年度と比較して368,708m³減少しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業は、3,602,313千円の事業費をもって、浸水対策として新屋、広面地区などで雨水管などを整備したほか、河辺和田地区や市内各地域で污水管などの面整備を行い、総延長2,701.5mの管渠を布設しております。さらに、土崎、新屋、山王地区などにおいて老朽管の改築など5,935.3mおよび上北手地区などで10施設のマンホールポンプ施設更新を実施しております。

ポンプ場建設事業は、669,540千円の事業費をもって、新屋汚水中継ポンプ場受変電設備更新工事などを実施しております。

処理場建設事業は、72,897千円の事業費をもって、仁別浄化センター自家発電設備更新工事などを実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、293,541千円の事業費をもって、上新城、河辺三内地区などで污水管などの整備を行い、2,187.4mの管渠を布設したほか、雄和平沢地区において污水管の移設636.3mおよび仁別地区で1施設のマンホールポンプ施設更新を実施しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して30,547千円、0.6%の減となったほか、過年度損益修正益の減などにより、前年度比0.6%減の10,129,867千円となっております。

支出では、ポンプ場費や流域下水道費の増などにより、前年度比2.8%増の9,833,794千円となっております。

この結果、296,073千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

現在のところ、単年度では黒字を確保しているものの、人口減少や節水型機器の普及などにより、下水道使用料は減少し続けております。

一方、古川雨水排水ポンプ場整備事業等の浸水対策や、施設の老朽化、激甚化する災害への対応等により、費用は増加傾向にあります。加えて、昨今の電気料金や資材価格等の急激な高騰を受け、経営環境は一段と厳しさを増してきております。

このような経営環境の中にあっても、下水道サービスの提供を継続的に行っていくため、より一層の効果的な事業執行により、適切な事業運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、ポンプ場費や流域下水道費などによる営業費用の増により、前年度比3.0ポイント減の102.3%となったものの、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率については、下水道使用料の減や、委託料等の増による費用の増により、前年度比14.3ポイント減の104.1%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの老朽化が進んでおり、前年度比1.4ポイント増の40.8%となっております。

単位 %

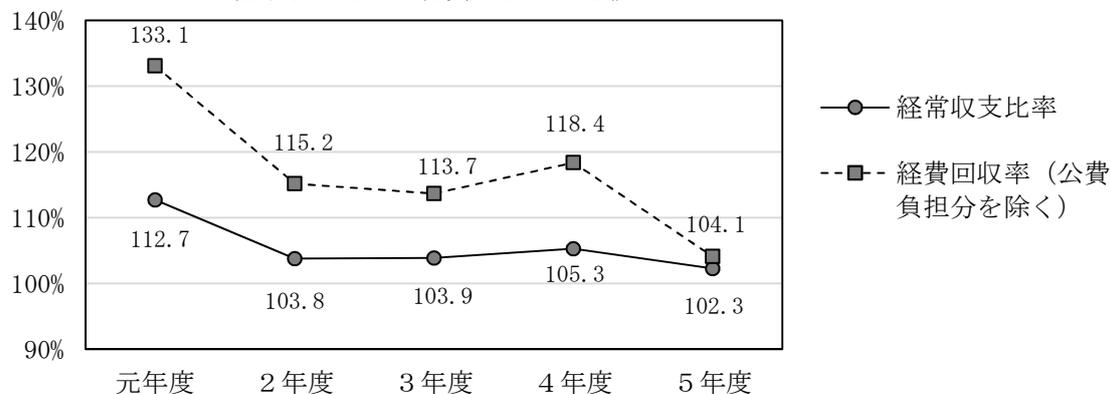
経営指標の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 経常収支比率	112.7	103.8	103.9	105.3	102.3
2 経費回収率（公費負担分を除く）	133.1	115.2	113.7	118.4	104.1
3 有形固定資産減価償却率	35.3	36.2	37.8	39.4	40.8

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

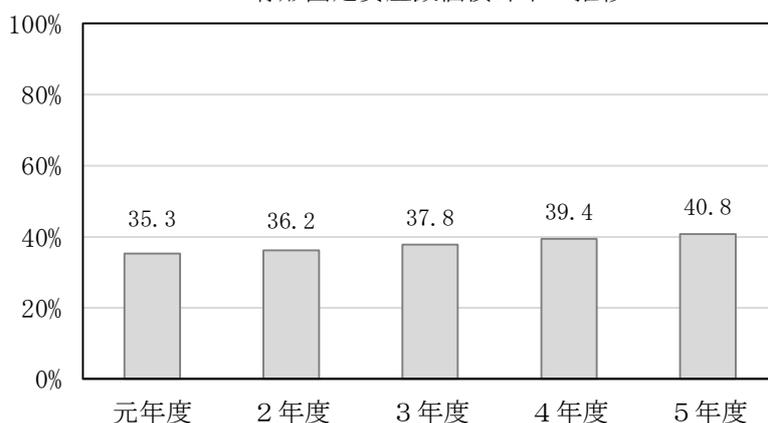
2 (下水道使用料)/(汚水処理費(公費負担分を除く))×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・経費回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第124号	令和4年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	令和 5. 9. 4	令和 5. 9. 28
第143号	秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件	5. 11. 28	5. 12. 21
第175号	令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)の件	5. 11. 28	5. 12. 21
第178号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	5. 12. 18	5. 12. 21
第179号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	5. 12. 18	5. 12. 21
第19号	令和6年度秋田市下水道事業会計予算の件	6. 2. 14	6. 3. 19
第34号	令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)の件	6. 2. 14	6. 3. 6
第37号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第39号	秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第40号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第77号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和 5. 5. 2	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	令和 5. 9. 12 同意
5. 12. 14	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	6. 3. 22 同意
6. 2. 2	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	6. 3. 22 同意
6. 2. 6	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	6. 3. 22 同意

(5) 職員に関する事項

事務職員 主事	技術職員 技師	会計年度 任用職員	計
18人	51人	6人	75人 (うち資本勘定支弁職員25人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

- (イ) 羽川浄化センターを廃止し、県の秋田臨海処理センターでの汚水処理に切替えた。
- (ロ) 処理区域に下新城南部および下新城北部の農業集落排水処理区域を編入した。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

公共下水道

- (イ) 管渠布設 新屋、広面、河辺和田地区ほか 2,701.5 m
- (ロ) マンホールポンプ施設整備 河辺和田地区ほか 3 施設
- (ハ) 排水ポンプ施設整備 手形地区ほか 2 施設

特定環境保全公共下水道

- (ニ) 管渠布設 上新城、河辺三内地区ほか 2,187.4 m
- (ホ) マンホールポンプ施設整備 上新城地区 1 施設

(2) 改良工事の概況

公共下水道

- (イ) 管渠改築等 土崎、新屋、山王地区ほか 5,935.3 m
- (ロ) マンホールポンプ施設更新 上北手地区ほか 10施設
- (ハ) 新屋汚水中継ポンプ場受変電設備更新工事 一式

特定環境保全公共下水道

- (ニ) 仁別浄化センター自家発電設備更新工事 一式
- (ホ) 管渠移設 雄和平沢地区 636.3 m
- (ハ) マンホールポンプ施設更新 仁別地区 1 施設

(3) 保存工事の概況

- (イ) 管渠修繕 286 件

3 業 務

(1) 業 務 量

	公 共 下 水 道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	計
排 水 戸 数	122,891 戸	1,923 戸	124,814 戸
処 理 区 域 内 人 口	275,909 人	6,244 人	282,153 人
年 間 総 処 理 水 量	35,383,369 m ³	557,425 m ³	35,940,794 m ³
一 日 平 均 処 理 水 量	96,676 m ³	1,523 m ³	98,199 m ³
有 収 水 量	26,672,834 m ³	529,780 m ³	27,202,614 m ³
有 収 率	75.4 %	95.0 %	75.7 %
管 渠 布 設 総 延 長	1,556,925 m	127,798 m	1,684,723 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	6,833,463,503	6,348,891,244	484,572,259	92.9
	(7,308,801,530)	(6,775,815,837)	(532,985,693)	(92.7)
営 業 外 収 益	3,228,192,203	3,226,924,431	1,267,772	99.9
	(3,313,925,542)	(3,227,025,628)	(86,899,914)	(97.4)
特 別 利 益	68,211,105	68,211,105	0	100.0
	(68,355,118)	(68,355,118)	0	(100.0)
合 計	10,129,866,811	9,644,026,780	485,840,031	95.2
	(10,691,082,190)	(10,071,196,583)	(619,885,607)	(94.2)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	9,195,645,708
	(9,534,991,568)
営 業 外 費 用	638,132,989
	(570,787,253)
特 別 損 失	14,998
	(15,493)
合 計	9,833,793,695
	(10,105,794,314)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 5 . 6 . 13	公共下水道築造工事 河辺和田字下石川地内	41,116,900 ^円	豊興産株式会社
5 . 6 . 20	公共下水道築造工事 河辺三内字曾場台地内ほか	20,181,700	株式会社ヤマリ
5 . 7 . 7	下水道長寿命化工事 土崎港西四丁目地内ほか	133,194,600	山岡工業株式会社
5 . 7 . 14	下水道長寿命化工事 新屋扇町地内ほか	143,095,700	豊興産株式会社
5 . 7 . 14	下水道長寿命化工事 土崎港相染町字沼端地内ほか	84,819,900	豊興産株式会社
5 . 7 . 18	上北手荒巻(3)汚水ポンプ施設 ほか更新工事 上北手荒巻字前田地内ほか	23,222,100	株式会社能登谷工務所
5 . 7 . 25	公共下水道築造工事 広面字谷内佐渡地内	38,640,800	豊島建設株式会社
5 . 8 . 3	下水道長寿命化工事 旭北寺町地内ほか	65,850,400	中央土建株式会社
5 . 8 . 3	八橋汚水中継ポンプ場 汚水ポンプ改修工事 八橋本町六丁目12番15号	67,410,200	株式会社能登谷工務所
5 . 8 . 10	仁別浄化センター自家発電設備 更新工事 仁別字小水沢86番地2	70,840,000	本荘電気工業株式会社
5 . 8 . 31	下水道長寿命化工事 檜山川口境地内	71,945,500	株式会社石黒建設工業
5 . 8 . 31	下水道長寿命化工事 新屋元町地内ほか	77,490,600	株式会社加賀屋組
5 . 9 . 5	下水道長寿命化工事 旭南一丁目地内ほか	51,487,700	株式会社佐原組
5 . 9 . 8	下水道長寿命化工事 南通宮田地内	67,020,800	株式会社三勇建設
5 . 10 . 10	下水道長寿命化工事 土崎港南三丁目地内ほか	36,300,000	工藤建設株式会社
5 . 10 . 24	公共下水道築造工事 柳田字馬上田地内	27,561,600	豊島建設株式会社
5 . 11 . 10	公共下水道築造工事 広面字釣瓶町地内ほか	176,550,000	加藤・住建建設工事共同企業体
5 . 12 . 15	公共下水道築造工事 河辺和田字上石川地内ほか	104,500,000	株式会社伊藤組
6 . 1 . 18	公共下水道築造工事 新屋沖田町地内	32,412,600	藤重建設株式会社
6 . 1 . 19	公共下水道築造工事 仁井田字新中島地内	407,000,000	山岡・加賀屋・石黒建設特定 建設工事共同企業体
6 . 1 . 19	下水道管渠改良工事 下新城中野字街道端西地内	52,470,000	株式会社中山組

契約年月日	件名	契約金額	契約の相手方
令和 6.1.26	古川雨水排水ポンプ場建設工事 仁井田字新中島地内	3,935,030,000 ^円	熊谷・山岡・秋田舗道建設工事 共同企業体
6.2.13	公共下水道築造工事 手形字中谷地地内ほか	27,314,100	株式会社加賀屋組
6.2.15	下水道長寿命化工事 土崎港北七丁目地内	94,600,000	株式会社伊藤組
6.2.15	土崎汚水中継ポンプ場沈砂池 機械設備更新・耐震補強工事 土崎港西三丁目6番28号	431,860,000	山二施設・岡精組特定建設工事 共同企業体
6.2.20	下水道長寿命化工事 川尻上野町地内ほか	44,550,000	株式会社U I コムテック
6.2.22	公共下水道雄物川左岸3号 幹線築造工事 新屋前野町地内ほか	559,900,000	住建・豊島・三勇建設工事 共同企業体
6.2.22	下水道長寿命化工事 檜山川口境地内ほか	83,600,000	株式会社英明工務店
6.3.1	公共下水道築造工事 河辺三内字田尻面地内ほか	76,114,500	中央土建株式会社
6.3.1	下水道長寿命化工事 千秋北の丸地内ほか	89,100,000	加藤建設株式会社
6.3.5	公共下水道築造工事に伴う マンホールポンプ設備工事 河辺三内字田尻面地内ほか	32,221,200	山岡工業株式会社
6.3.8	公共下水道築造工事 河辺高岡字河原田下段地内ほか	50,519,700	豊島建設株式会社
6.3.8	公共下水道築造工事 川尻若葉町地内ほか	113,300,000	古城建設株式会社
6.3.8	下水道長寿命化工事 土崎港中央一丁目地内	102,520,000	株式会社佐原組
6.3.8	外旭川汚水中継ポンプ場 自家発電設備更新工事 外旭川字鳥谷場267番	93,500,000	日本電機興業株式会社
6.3.15	排水樋門樋管更新工事 八橋イサノ一丁目地内ほか	58,740,000	株式会社東北機械製作所
6.3.15	排水樋門樋管更新工事 牛島東一丁目地内ほか	71,687,000	秋田東北商事株式会社
6.3.15	古川雨水排水ポンプ場 機械設備工事 仁井田字新中島地内	1,395,900,000	西島・山岡・秋田東北建設工事 共同企業体

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 58,289,153,623円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 その他

(1) 他会計負担金等の用途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	2,075,767,000 ^円	委託料、動力費等	695,968,394 ^円	給料、手当等	225,388,606 ^円
				減価償却費等	976,258,000
				支払利息	178,152,000
その他営業収益	11,300	委託料等	7,047	給料、手当等	4,253
他会計補助金	1,229,091,000	動力費等	482,000	手当等	2,916,000
				減価償却費	985,416,000
				支払利息	240,277,000
補助金 (収益的収入分)	37,815,950	委託料	37,815,950		
雑収益	2,172,660	修繕費等	627,237	給料、手当等	1,545,423
補助金 (資本的収入分)	1,389,674,022	委託料、工事請負費	1,334,804,873	固定資産取得費等	54,869,149
負担金	72,516,209	工事請負費	72,516,209		
合計	4,807,048,141		2,142,221,710		2,664,826,431

令和5年度秋田市農業

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	527,425,000 ^円	△ 25,757,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	72,194,000	1,397,000	—
第2項 営業外収益	455,230,000	△ 27,158,000	—
第3項 特別利益	1,000	4,000	—
第2款 個別排水処理事業収益	37,309,000	△ 1,692,000	—
第1項 営業収益	8,359,000	△ 67,000	—
第2項 営業外収益	28,948,000	△ 1,625,000	—
第3項 特別利益	2,000	—	—
合 計	564,734,000	△ 27,449,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定による 支出額	小 計
第1款 農業集落排水 事業費用	525,268,000 ^円	△ 25,907,000 ^円	— ^円	0 ^円	— ^円	499,361,000 ^円
第1項 営業費用	495,325,000	△ 26,378,000	—	△ 113,000	—	468,834,000
第2項 営業外費用	29,393,000	471,000	—	113,000	—	29,977,000
第3項 特別損失	50,000	—	—	—	—	50,000
第4項 予備費	500,000	—	—	—	—	500,000
第2款 個別排水処理 事業費用	38,410,000	△ 1,875,000	—	—	—	36,535,000
第1項 営業費用	36,700,000	△ 1,832,000	—	—	—	34,868,000
第2項 営業外費用	1,608,000	△ 43,000	—	—	—	1,565,000
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000
第4項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000
合 計	563,678,000	△ 27,782,000	—	0	—	535,896,000

集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
501,668,000 ^円	505,582,215 ^円	3,914,215 ^円	
73,591,000	78,238,452	4,647,452	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 7,039,535円)
428,072,000	427,172,872	△ 899,128	
5,000	170,891	165,891	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 11,606円)
35,617,000	35,584,094	△ 32,906	
8,292,000	8,259,610	△ 32,390	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 750,085円)
27,323,000	27,324,484	1,484	
2,000	—	△ 2,000	
537,285,000	541,166,309	3,881,309	

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
— ^円	499,361,000 ^円	485,212,653 ^円	— ^円	14,148,347 ^円	
—	468,834,000	455,732,020	—	13,101,980	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 13,477,608円)
—	29,977,000	29,475,872	—	501,128	
—	50,000	4,761	—	45,239	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 432円)
—	500,000	—	—	500,000	
—	36,535,000	36,096,414	—	438,586	
—	34,868,000	34,532,512	—	335,488	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 1,672,201円)
—	1,565,000	1,563,902	—	1,098	
—	2,000	—	—	2,000	
—	100,000	—	—	100,000	
—	535,896,000	521,309,067	—	14,586,933	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業資本的収入	105,731,000	△ 4,538,000	101,193,000	16,804,000
第1項 企業債	14,500,000	△ 3,800,000	10,700,000	—
第2項 出資金	89,815,000	△ 5,738,000	84,077,000	—
第3項 基金繰入金	1,416,000	—	1,416,000	—
第4項 補助金	—	5,000,000	5,000,000	—
第5項 負担金	—	—	—	16,804,000
第2款 個別排水処理事業資本的収入	19,588,000	△ 4,729,000	14,859,000	—
第1項 企業債	6,200,000	△ 1,400,000	4,800,000	—
第2項 出資金	11,461,000	△ 3,179,000	8,282,000	—
第3項 補助金	1,442,000	△ 106,000	1,336,000	—
第4項 負担金	485,000	△ 44,000	441,000	—
合 計	125,319,000	△ 9,267,000	116,052,000	16,804,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 農業集落排水事業資本的支出	262,561,000	△ 4,553,000	—	258,008,000	36,010,000	—
第1項 建設改良費	29,995,000	△ 4,658,000	—	25,337,000	36,010,000	—
第2項 企業債償還金	232,565,000	105,000	—	232,670,000	—	—
第3項 投資	1,000	—	—	1,000	—	—
第2款 個別排水処理事業資本的支出	27,071,000	△ 4,682,000	—	22,389,000	—	—
第1項 建設改良費	17,919,000	△ 4,682,000	—	13,237,000	—	—
第2項 企業債償還金	9,152,000	—	—	9,152,000	—	—
合 計	289,632,000	△ 9,235,000	—	280,397,000	36,010,000	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額178,668,891円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 117,997,000	円 109,898,655	円 △ 8,098,345	
—	10,700,000	10,600,000	△ 100,000	
—	84,077,000	81,078,000	△ 2,999,000	
—	1,416,000	1,416,000	0	
—	5,000,000	—	△ 5,000,000	翌年度繰越額 5,000,000円
—	16,804,000	16,804,655	655	
—	14,859,000	12,381,600	△ 2,477,400	
—	4,800,000	3,300,000	△ 1,500,000	翌年度繰越額 1,500,000円
—	8,282,000	8,015,000	△ 267,000	
—	1,336,000	802,000	△ 534,000	翌年度繰越額 534,000円
—	441,000	264,600	△ 176,400	” 176,400円
—	132,856,000	122,280,255	△ 10,575,745	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 294,018,000	円 281,173,435	円 6,000,000	円 —	円 6,000,000	円 6,844,565	
61,347,000	48,502,998	6,000,000	—	6,000,000	6,844,002	(うち、消費税及び地方消費税相当分 4,037,208円)
232,670,000	232,669,437	—	—	—	563	
1,000	1,000	—	—	—	0	
22,389,000	19,775,711	2,466,000	—	2,466,000	147,289	
13,237,000	10,624,025	2,466,000	—	2,466,000	146,975	(うち、消費税及び地方消費税相当分 427,332円)
9,152,000	9,151,686	—	—	—	314	
316,407,000	300,949,146	8,466,000	—	8,466,000	6,991,854	

額2,839,881円、減債積立金27,785,423円及び過年度分損益勘定留保資金148,043,587円で補てんした。

令和5年度秋田市農業集落排水事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善、または汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めております。年度末における処理区域内面積は435haであり、前年度と比較して70ha減少し、処理区域内人口は5,698人で、前年度と比較して1,146人減少しております。この結果、普及率は1.9%となっております。

また、年間総処理水量は、661,498 m^3 となり、前年度と比較して75,013 m^3 減少しております。このうち、年間有収水量は、482,425 m^3 で、前年度と比較して102,336 m^3 減少しております。

(ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、48,503千円の事業費をもって、国が施工する雄物川洪水対策工事の支障となる管渠移設工事や、上新城五十丁字男鹿田地内において、老朽化したポンプ設備の更新工事などを実施しております。

特定地域生活排水処理施設建設事業は、10,624千円の事業費をもって、雄和神ヶ村地区ほかにおいて3基の浄化槽を設置しております。

(ハ) 財政状況

収入では、長期前受金戻入の減などにより、前年度比14.5%減の533,367千円となっております。

支出では、減価償却費の減などにより、前年度比13.3%減の516,350千円となっております。

この結果、17,017千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。なお、農業集落排水処理施設などの使用料は、一部処理区を下水道事業へ編入したことなどにより前年度と比較して17,994千円、18.8%の減となっております。

今後も、人口減少や節水型機器の普及などにより使用料収入の減少が見込まれます。このため、農業集落排水処理施設については、汚水処理効率などを検討の上、隣接する処理区との統合や公共下水道への接続を実施し、効率的な運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、一般会計からの繰入金の減などにより、前年度比0.9ポイント減の103.3%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料等で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率は、一部の処理区を公共下水道へ接続したことに伴う使用料の減少から、前年度比4.3ポイント減の30.6%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を下回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率について、当該事業では施設の統廃合スケジュールに基づいて、更新の規模を最小限に留めていることから、前年度比2.0ポイント増の41.5%となっております。

単位 %

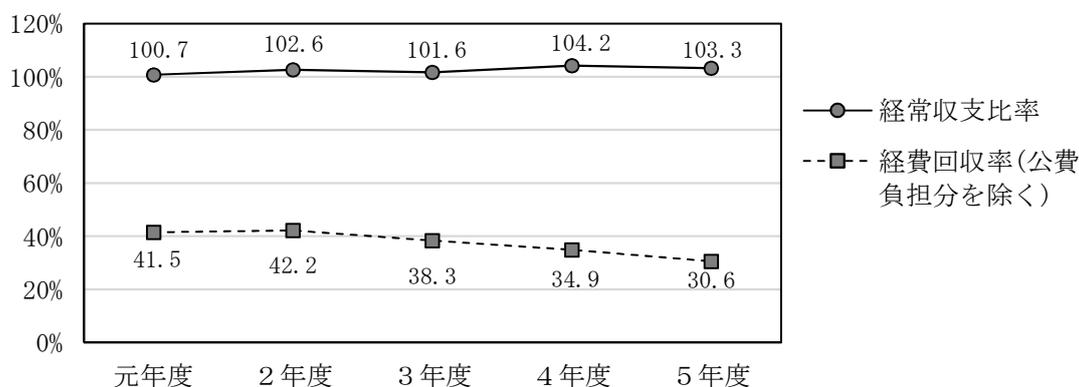
経営指標の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 経常収支比率	100.7	102.6	101.6	104.2	103.3
2 経費回収率(公費負担分を除く)	41.5	42.2	38.3	34.9	30.6
3 有形固定資産減価償却率	33.8	36.3	37.8	39.5	41.5

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

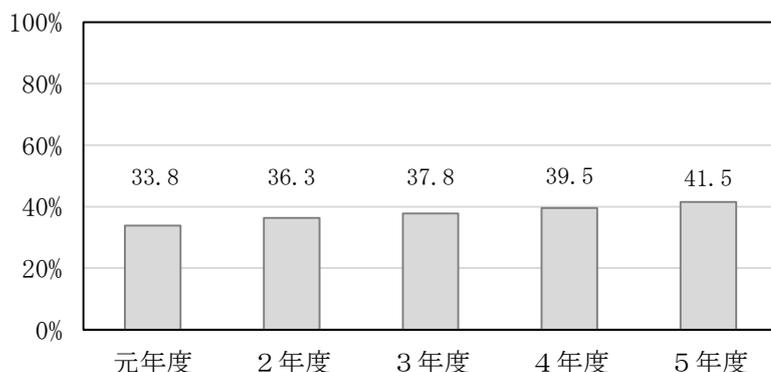
2 (施設使用料)/(汚水処理費(公費負担分を除く))×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・経費回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第125号	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	令和 5. 9. 4	令和 5. 9. 28
第143号	秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件	5. 11. 28	5. 12. 21
第176号	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	5. 11. 28	5. 12. 21
第178号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	5. 12. 18	5. 12. 21
第179号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	5. 12. 18	5. 12. 21
第20号	令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	6. 2. 14	6. 3. 19
第35号	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	6. 2. 14	6. 3. 6
第37号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第39号	秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第40号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第76号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19
第77号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	6. 2. 14	6. 3. 19

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和 5. 5. 2	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	令和 5. 9. 12 同意
6. 2. 2	秋田県知事	令和5年度起債同意申請	6. 3. 22 同意

(5) 職員に関する事項

事務職員 主事	技術職員 技師	計
1人	3人	4人 (うち資本勘定支弁職員2人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

(イ) 処理区域のうち下新城南部および下新城北部を下水道事業会計に編入した。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 特定地域生活排水処理施設整備 雄和神ヶ村地区ほか 3基

(2) 改良工事の概況

(イ) 雄和向野字佛ノ前地内排水施設移設工事 一式

(ロ) 上新城No.5汚水ポンプ施設制御盤更新工事 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管 渠 修 繕 24 件

3 業 務

(1) 業 務 量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排 水 戸 数	1,764 戸	218 戸	1,982 戸
処 理 区 域 内 人 口	5,079 人	619 人	5,698 人
年 間 総 処 理 水 量	611,753 m ³	49,745 m ³	661,498 m ³
一 日 平 均 処 理 水 量	1,671 m ³	136 m ³	1,807 m ³
有 収 水 量	432,680 m ³	49,745 m ³	482,425 m ³
有 収 率	70.7 %	100.0 %	72.9 %
管 渠 布 設 総 延 長	118,212 m	—	118,212 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	78,708,442	68,597,272	10,111,170	87.2
	(86,498,062)	(75,376,748)	(11,121,314)	(87.1)
営 業 外 収 益	454,499,190	454,499,190	0	100.0
	(454,497,356)	(454,497,356)	0	(100.0)
特 別 利 益	159,285	39,519	119,766	24.8
	(170,891)	(39,519)	(131,372)	(23.1)
合 計	533,366,917	523,135,981	10,230,936	98.1
	(541,166,309)	(529,913,623)	(11,252,686)	(97.9)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	475,114,723
	(490,264,532)
営 業 外 費 用	41,230,504
	(31,039,774)
特 別 損 失	4,329
	(4,761)
合 計	516,349,556
	(521,309,067)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

該当事項なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 1,861,835,433円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 その他

(1) 他会計負担金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	735,000 ^円	企業債償還金(課税仕入相当分)	646,997 ^円	支払利息、企業債償還金	88,003 ^円
他会計補助金	319,900,000	委託料等	130,187,668	減価償却費	142,073,763
				企業債償還金	2,969
				給料、手当等	19,767,600
				支払利息	27,868,000
雑収益	195,277	委託料等	111,716	減価償却費等	83,561
基金繰入金	1,416,000			支払利息	1,416,000
補助金	802,000	工事請負費等	802,000		
分担金	264,600	工事請負費	264,600		
負担金	16,804,655	工事請負費	16,804,655		
合計	340,117,532		148,817,636		191,299,896

Ⅱ 令和6年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
市 税	44,444,513	22,923,044	51.6
地 方 譲 与 税	1,197,507	354,677	29.6
利 子 割 交 付 金	10,036	6,013	59.9
配 当 割 交 付 金	141,861	23,486	16.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	160,374	-	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	618,015	341,494	55.3
地 方 消 費 税 交 付 金	8,935,032	4,576,135	51.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,394	18,216	34.1
環 境 性 能 割 交 付 金	61,463	24,274	39.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,911	-	0.0
地 方 特 例 交 付 金	1,584,960	1,572,500	99.2
地 方 交 付 税	23,972,000	16,399,676	68.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	61,000	24,484	40.1
分 担 金 及 び 負 担 金	421,632	117,670	27.9
使 用 料 及 び 手 数 料	2,285,452	1,049,173	45.9
国 庫 支 出 金	29,225,665	9,034,462	30.9
県 支 出 金	11,041,349	1,645,908	14.9
財 産 収 入	185,562	154,471	83.2
寄 附 金	824,913	227,919	27.6
繰 入 金	4,339,007	-	0.0
繰 越 金	2,197,942	2,465,361	112.2
諸 収 入	8,504,676	349,894	4.1
市 債	18,930,300	-	0.0
合 計	159,199,564	61,308,857	38.5

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
議 会 費	660,274	360,473	54.6
総 務 費	18,181,093	7,040,523	38.7
民 生 費	56,975,096	21,075,960	37.0
衛 生 費	12,021,449	4,509,475	37.5
労 働 費	583,868	370,243	63.4
農 林 水 産 業 費	3,155,406	674,974	21.4
商 工 費	9,578,336	7,075,608	73.9
土 木 費	19,814,684	5,442,342	27.5
消 防 費	5,314,812	1,681,086	31.6
教 育 費	18,119,855	5,799,353	32.0
災 害 復 旧 費	1,429,230	391,795	27.4
公 債 費	13,287,558	6,422,442	48.3
諸 支 出 金	1	-	0.0
予 備 費	77,902	-	0.0
合 計	159,199,564	60,844,274	38.2

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

(2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土地区画整理会計	3,069,684	410,750	13.4
市有林会計	241,239	4,800	2.0
市営墓地会計	89,556	59,396	66.3
公設地方卸売市場会計	663,363	156,133	23.5
大森山動物園会計	528,433	69,703	13.2
廃棄物発電会計	347,999	102,153	29.4
病院事業債管理会計	2,483,032	797,829	32.1
学校給食費会計	1,444,853	359,014	24.8
国民健康保険事業会計	29,733,584	12,347,018	41.5
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	62,493	35,062	56.1
介護保険事業会計	31,847,055	15,134,384	47.5
後期高齢者医療事業会計	4,610,788	1,509,900	32.7
合 計	75,122,079	30,986,142	41.2

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土地区画整理会計	3,069,684	639,234	20.8
市有林会計	241,239	142,677	59.1
市営墓地会計	89,556	27,795	31.0
公設地方卸売市場会計	663,363	279,842	42.2
大森山動物園会計	528,433	234,081	44.3
廃棄物発電会計	347,999	31,468	9.0
病院事業債管理会計	2,483,032	797,829	32.1
学校給食費会計	1,444,853	717,966	49.7
国民健康保険事業会計	29,733,584	11,152,183	37.5
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	62,493	31,769	50.8
介護保険事業会計	31,847,055	13,393,995	42.1
後期高齢者医療事業会計	4,610,788	1,030,379	22.3
合 計	75,122,079	28,479,218	37.9

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高

令和6年9月30日現在、一時借入金の現在高

0 円

3 公営企業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
水道事業収益	7,651,183,000	3,353,438,585	43.8
営業収益	6,919,392,000	3,322,986,161	48.0
営業外収益	731,789,000	29,461,873	4.0
特別利益	2,000	990,551	殆増

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
水道事業費用	7,393,251,000	1,532,918,746	20.7
営業費用	7,044,800,000	1,401,301,990	19.9
営業外費用	345,551,000	131,579,645	38.1
特別損失	1,100,000	37,111	3.4
予備費	1,800,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	9,445,655,000	1,254,770,949	13.3
企業債	7,825,200,000	-	0.0
出資金	744,470,000	744,470,000	100.0
補助金	429,514,000	423,583,000	98.6
固定資産売却代金	1,000	268,949	殆増
負担金及び寄附金	446,470,000	86,449,000	19.4

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	14,045,692,000	1,506,279,816	10.7
建設改良費	12,584,418,000	778,204,183	6.2
企業債償還金	1,461,274,000	728,075,633	49.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和6年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
62,500,501,377	有 形 固 定 資 産	
1,571,042,159	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
12,484,889,785	現 金 ・ 預 金	
1,659,034,684	未 収 金	
53,543,988	貯 蔵 品	
703,474,610	前 払 金	
159,029,047	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	21,733,407,132
	長 期 リ ー ス 債 務	20,704,536
	引 当 金	1,831,914,836
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	733,592,199
	短 期 リ ー ス 債 務	7,004,736
	未 払 金	285,497,654
	預 り 金	177,663,408
	そ の 他 流 動 負 債	306,483,599
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	19,647,959,255
5,558,727,741	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	24,587,782,110
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	6,070,999,341
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	3,025,821,877
	営 業 外 収 益	29,316,058
	特 別 利 益	900,501
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
1,310,883,081	営 業 費 用	
131,579,645	営 業 外 費 用	
34,073	特 別 損 失	
86,137,540,190	合 計	86,137,540,190

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
下水道事業収益	10,679,731,000	6,158,603,964	57.7
営業収益	7,362,316,000	4,839,431,552	65.7
営業外収益	3,317,413,000	1,319,172,412	39.8
特別利益	2,000	-	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
下水道事業費用	10,549,880,000	1,216,528,889	11.5
営業費用	9,889,279,000	937,955,582	9.5
営業外費用	656,550,000	278,534,294	42.4
特別損失	1,501,000	39,013	2.6
予備費	2,550,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	12,093,656,000	4,741,704,666	39.2
企業債	7,094,000,000	-	0.0
出資金	894,488,000	894,488,000	100.0
補助金	4,047,607,000	3,835,224,000	94.8
負担金	57,560,000	11,992,666	20.8
固定資産売却代金	1,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	16,593,005,000	3,297,112,356	19.9
建設改良費	11,420,051,000	720,885,808	6.3
企業債償還金	5,172,954,000	2,576,226,548	49.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和6年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
154,534,910,927	有 形 固 定 資 産	
9,022,130,180	無 形 固 定 資 産	
10,410,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
4,035,130,817	現 金 ・ 預 金	
5,632,440,862	未 収 金	
882,612,550	前 払 金	
127,771,207	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	53,525,762,103
	引 当 金	1,519,944,863
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	2,588,596,655
	未 払 金	83,571,926
	そ の 他 流 動 負 債	242,754,916
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	78,913,763,158
20,095,766,923	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	47,516,260,815
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,879,955,726
	利 益 剰 余 金	296,073,116
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	4,598,500,046
	営 業 外 収 益	1,319,142,911
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
864,583,004	営 業 費 用	
278,534,294	営 業 外 費 用	
35,471	特 別 損 失	
195,484,326,235	合 計	195,484,326,235

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
農業集落排水事業収益	442,982,000	304,015,338	68.6
営業収益	50,541,000	32,891,835	65.1
営業外収益	392,440,000	271,123,503	69.1
特別利益	1,000	-	0.0
個別排水処理事業収益	35,488,000	29,944,022	84.4
営業収益	8,206,000	4,143,546	50.5
営業外収益	27,280,000	25,779,000	94.5
特別利益	2,000	21,476	殆増

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
農業集落排水事業費用	441,513,000	68,593,534	15.5
営業費用	422,607,000	59,913,697	14.2
営業外費用	18,356,000	8,679,837	47.3
特別損失	50,000	-	0.0
予備費	500,000	-	0.0
個別排水処理事業費用	36,420,000	6,548,556	18.0
営業費用	34,769,000	5,793,130	16.7
営業外費用	1,549,000	755,426	48.8
特別損失	2,000	-	0.0
予備費	100,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
農業集落排水事業資本的収入	148,214,000	66,287,000	44.7
企業債	49,900,000	-	0.0
出資金	52,024,000	52,024,000	100.0
補助金	5,000,000	5,000,000	100.0
負担金	40,000,000	9,263,000	23.2
基金繰入金	1,290,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的収入	21,683,400	11,880,000	54.8
企業債	7,700,000	-	0.0
出資金	11,346,000	11,346,000	100.0
補助金	1,976,000	534,000	27.0
負担金	661,400	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
農業集落排水事業資本的支出	268,275,000	85,581,644	31.9
建設改良費	119,833,000	11,641,429	9.7
企業債償還金	148,441,000	73,940,215	49.8
投資	1,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的支出	29,743,000	6,882,044	23.1
建設改良費	20,215,000	2,131,558	10.5
企業債償還金	9,528,000	4,750,486	49.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和6年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
5,722,511,155	有 形 固 定 資 産	
3,240,000	無 形 固 定 資 産	
5,123,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
641,140,134	現 金 ・ 預 金	
270,915,872	未 収 金	
11,200,000	前 払 金	
6,207,243	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	1,302,420,896
	引 当 金	37,812,368
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	79,292,153
	未 払 金	4,035
	そ の 他 流 動 負 債	12,584,703
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	3,928,413,563
1,422,872,203	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	2,247,933,449
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	196,816,963
	利 益 剰 余 金	17,017,361
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	29,935,257
	営 業 外 収 益	271,123,503
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
54,983,680	営 業 費 用	
8,679,837	営 業 外 費 用	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	3,767,251
	営 業 外 収 益	25,779,000
	特 別 収 益	19,530
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
5,291,482	営 業 費 用	
755,426	営 業 外 費 用	
8,152,920,032	合 計	8,152,920,032

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により秋田市森林整備計画をたてたいので、同第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、秋田市森林整備計画書の案を縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により秋田市森林整備計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和7年1月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

秋田市森林整備計画書の案

2 縦覧期間

令和7年1月31日（金）から同年3月3日（月）まで

3 閲覧方法

秋田市公式Webサイト「秋田市ホームページ」に掲載

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年1月31日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市公式Webサイト「秋田市ホームページ」
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年1月31日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市公式Webサイト「秋田市ホームページ」
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。